

(9) 学位論文及び卒業論文の審査項目等について

平成21年6月3日

教務委員長

(趣旨・目的)

学生の卒業時・修了時における質の確保を図るとともに、教員の教育能力の向上を図る観点から、学生に対してあらかじめ各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法、学位論文の作成や審査に至るプロセス及び課程の年間計画等を明示することが必要である。また、学修の成果に係る評価及び卒業・修了の認定に当たっては、学生に対してそれに係る成績評価の方針をあらかじめ明示するとともに、当該方針に沿って厳格な成績評価を実施することが必要である。これを踏まえ、学位論文及び卒業論文（以下「論文」という。）の作成指導及び審査については、下記によるものとする。

記

(基本的審査項目)

教務委員会において、決定した基本的審査項目は下記のとおりである。この「基本的審査項目」は、大学院修士課程及び教育学部における教育目的に即したものとして掲げており、これを基本に、必要に応じ、各専修等がそれぞれの論文の特性を十分に考慮した適正な審査項目を策定するものとする。

大学院修士課程「学位論文」

- A) 課題：研究テーマを選んだ動機とその意義付けが明確か
- B) 手法：目的達成のための手法が適切か
- C) 結果：研究結果の記述が適切か
- D) 議論：得られた結果の解釈が論理的か
- E) 引用：関連する研究の評価や引用が適切か
- F) 到達：得られた成果に学術的意義があるか
- G) 示唆：研究結果に社会的・教育的示唆があるか

教育学部「卒業論文」

- A) 課題：研究テーマを選んだ動機とその意義付けが明確か
- B) 手法：目的達成のための手法が適切か
- C) 結果：研究結果の記述が適切か
- D) 議論：得られた結果の解釈が論理的か
- E) 引用：関連する研究の評価や引用が適切か

(審査項目等の明示等)

奈良教育大学卒業論文規則及び奈良教育大学学位規則に定めるもののほか、論文の作成手順、それぞれの論文の特性を十分に考慮した適正な審査項目及び審査に至る過程について、あらかじめ学生に対して明示し、適切に作成指導及び審査を行うものとする。